

令和 3 年(2021 年)12 月 3 日

事業者及び債権者 各位

札幌市長 秋元 克広

札幌市に対する代金の請求に関する様式の改正について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、札幌市の会計業務につきましては、現在、紙による処理を基本としておりますが、業務の効率化を図るため、令和 5 年 4 月に財務会計システムをリニューアルし、電子処理へ移行する予定です。

その一環として、請求書の画像データ化、OCR 読取り及びデータ突合等による事務の一部自動化を導入し、これに対応するため、下記のとおり請求書の様式を改正することといたしました。

皆様方には御負担をお掛けして申し訳ございませんが、新たな様式を御使用いただくことで、会計業務の精度がさらに向上し、より正確かつ迅速に支払手続を進めることが可能となりますので、御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

記

1 請求書の様式の改正

(1) 新様式

別添のとおり

※ OCR 読取り精度を向上させるため、行間、文字サイズ及びフォント等を調整しましたので、これらを変更せずに御使用ください。

(2) 主な改正内容

- ・OCR 読取り等に対応したレイアウト変更
- ・「一般債権者」と「登録債権者」の様式統合
- ・「入力・活字用」と「手書き用」の分類
- ・「名称・摘要欄」の簡略化 …下記 3 を御参照ください。

(3) 施行期日

令和4年1月1日（土）

ただし、施行期日の目的は、一定の周知期間を設けることですので、皆様方の準備が整いましたら、期日到来前であっても、新様式を御使用いただいて差し支えございません。

2 従前の様式その他請求書の取扱い

札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）第59条第1項に掲げる請求書の要件を満たすものであれば、従前の様式等を引き続き御使用いただくことが可能です。

【請求書の要件】

- (1) 請求金額及びその内容並びに算出の基礎
- (2) 債権者の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）
- (3) 請求年月日及び請求印

その場合におきましても、様式を改正した趣旨に鑑み、令和5年3月までの間に新様式への移行について、御検討いただけますようお願い申し上げます。

3 請求金額の内訳（算出の基礎）の省略

この度の様式の改正に合わせて、一定の要件を満たす請求書において、請求金額の内訳（品目ごとの名称、数量、単価及び金額）を省略することが可能となりました。

【請求金額の内訳を省略することができる要件】

別途提出している契約書、請書、見積書、納品書その他の書類によって内訳を特定することができる場合にあつて、請求書の名称・摘要欄に「内訳は12月2日付け納品書のとおり」等と記載すること。

この取扱いは、従前の様式その他請求書におきましても、同様に記載することによって、請求金額の内訳を省略することが可能です。

4 企業会計等の取扱い（参考）

地方公営企業会計（病院局、中央卸売市場、交通局、水道局及び下水道河川局）並びに一部の特別会計におきましては、消費税の仕入税額控除を行うため、適格請求書等の別の様式を求める場合がございます。

お手数ですが、各請求先へお問い合わせください。

【担当】 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

会計室出納課支出審査係

電話：011-211-2144 / FAX：011-218-5103